

野洲市企業立地促進助成金

企業立地や高付加価値創出により、地域経済の活性化を促すため、工場等の新設や設備投資等に対し助成金を交付します。

(令和7年4月1日施行)

助成金の種類

I型助成金

助成対象：工場等の新設、増設、建替え

助成内容：投下固定資産（土地除く）に対して課税された各年度の固定資産税相当額の50%

II型助成金

助成対象：生産拡大を主とした設備向上投資※

助成内容：投下固定資産（土地除く）に対して課税された初年度の固定資産税相当額の25%

※既に所有する工場等及び売買や賃貸借等により新たに確保した既設の工場等に、改修や設備の入替を実施する場合は該当します。

助成要件

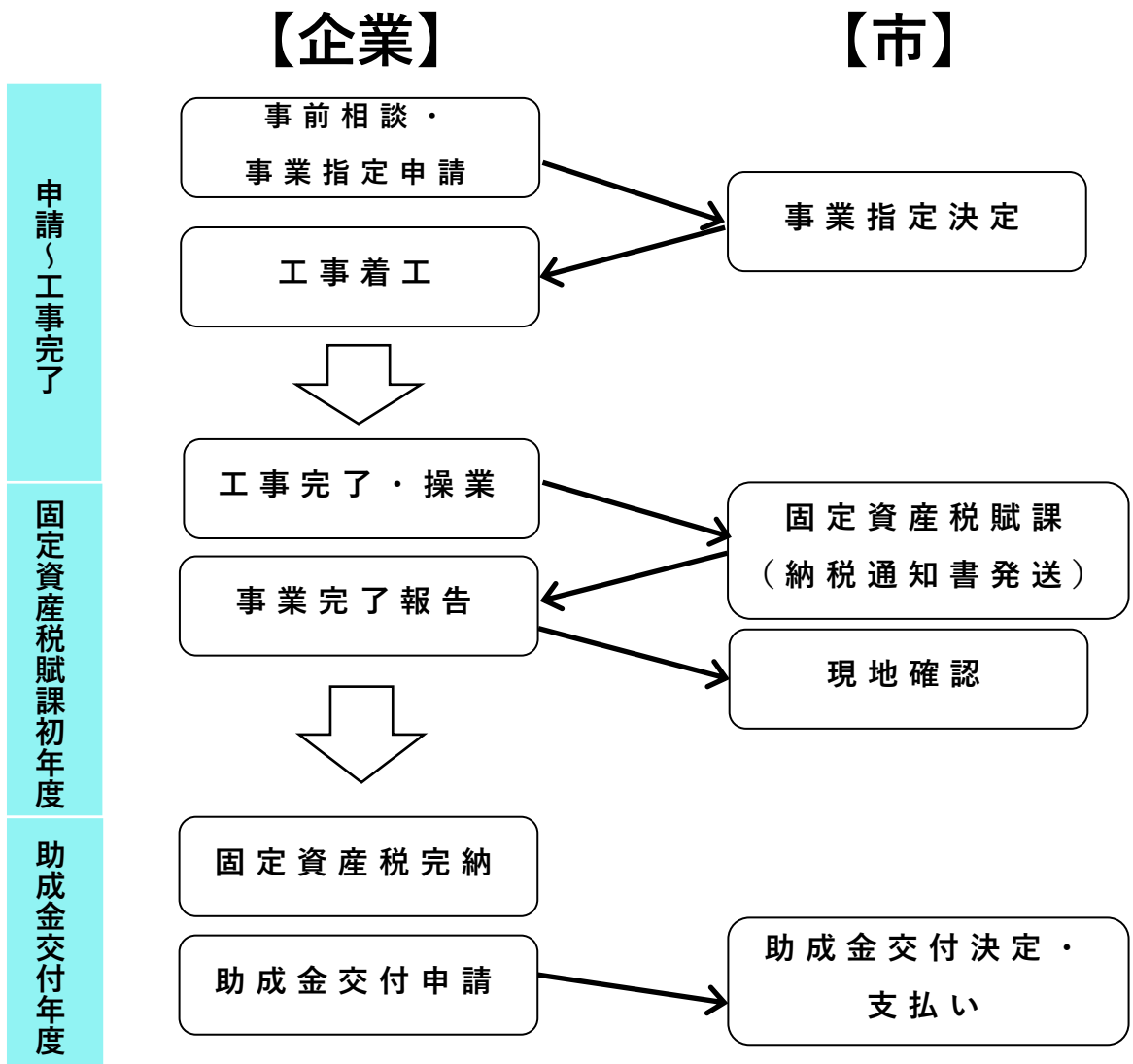
対象業種※	①製造業（電子デバイス製造業、自動車製造業 他）
	②情報通信業（データセンター、情報サービス業 他）
	③自然科学研究所（科学技術研究センター、工業技術研究所 他）
条件	投下固定資産の取得に要した費用（土地除く）が10億円以上 市税の滞納がないこと 工事着工前に市長の事業指定を受けること
限度額	年度上限1億円（3年度間累計最大3億円）
交付期間	3年度間
交付時期	投下固定資産に固定資産税が課税された年度の翌年度

※業種の区分は「日本標準産業分類」の基準に従います。

I型助成金は制度利用後、5年度間は再度助成金の交付を受けることはできません。II型助成金は1企業1度のみ利用できます。

野洲市企業立地促進助成金は、他の補助金や助成金を利用している場合でも、制度を利用いただけます。

助成金交付までの流れ



※申請、報告時に必要な書類は助成金交付要綱をご確認ください。
※事業完了報告は当該年度の7月末日までに、助成金の交付申請は当該年度の1月末日までに提出が必要です。

お問合せ先



野洲市 環境経済部 企業連携戦略室
野洲市小篠原2100番地1 (〒520-2395)
TEL 077-516-4588 FAX 077-587-6960
E-mail kigyoudenkei@city.yasu.lg.jp

事業の拡張、設備投資、移転、新たな工場の進出などのご相談は、『企業連携戦略室』までお問合せください。